

令和2年度

グループ生命保険

(年金払特約・災害保障特約・災害割増特約・こども特約・こども災害保障特約・こども災害割増特約付福祉団体定期保険)

15%の団体割引が適用されているので 保険料が割安!

剰余金があれば契約者配当金としてお返しします!



死亡・高度障害保険金
1,000万円の場合の
月額保険料

3,220円 (令和2年度)

毎月加入ができます!!

申込書生協提出日 毎月20日締切 (20日が土日祝日の場合は前日となります)

保険料給与控除 締切日の翌月給与より開始

加入日(効力発生日) 締切日の翌々月1日

引受保険会社：アクサ生命保険株式会社
団体名：愛知県職員生活協同組合

〈別表〉障害給付割合表

等級	不慮の事故で180日以内に生じた身体障害	災害保障特約の災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

●次の場合には、免責または解除となり、保険金などをお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

<p>A. 死亡・高度障害保険金をお支払いできない場合</p> <p>①加入者が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき(増額の場合はその増額部分について)</p> <p>②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき</p> <p>③保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害となったとき</p> <p>④戦争、その他の変乱によるとき</p> <p>⑤加入(増額)申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき</p>	<p>B. 災害・災害高度障害保険金、障害・入院給付金をお支払いできない場合</p> <p>①保険契約者・加入者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>②受取人の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③加入者の犯罪行為によるとき</p> <p>④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき</p> <p>⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>⑧地震、噴火、津波によるとき</p> <p>⑨戦争その他の変乱によるとき</p>
--	---

※加入者に詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消または無効となり、保険金などのお支払いはできません。

■ 個人情報のお取扱いについて

この保険の運営にあたって、愛知県職員生活協同組合(以下、「団体」という)は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人情報」という)を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および他の保険会社(共同取扱の場合。以下、「共同取扱会社」という)に提供します。団体は、個人情報をこの保険の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ生命および共同取扱会社(以下、「引受保険会社」という)は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。また、アクサ生命は団体(団体の委託先を含む)、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに引き受ける保険会社に提供されます。この個人情報のお取扱いに同意されない方は加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。ご家族のご加入に際しては、この保険の内容および個人情報のお取扱いについてご家族の同意を得たうえでお申込みください。

この保険は、愛知県職員生活協同組合が下記の引受保険会社と締結した福祉団体定期保険(年金払特約・災害保障特約・災害割増特約・こども特約・こども災害保障特約・こども災害割増特約付)契約にもとづき運営します。本契約は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。各引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額について、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。

引受保険会社および引受割合(令和2年7月1日現在)
 アクサ生命保険株式会社(61.69%) 事務幹事会社)
 日本生命保険相互会社(19.99%) 第一生命保険株式会社(10.99%) 富国生命保険相互会社(7.33%)

引受保険会社(事務幹事会社)

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

お問合せ先

アクサ生命保険株式会社

法人ビジネス業務部 業務管理グループ2(関西)

〒541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル5F

TEL 052-232-3673 ※音声ガイダンスにそって「1」をご選択ください。



Form No.0D3788(8.0) AXA-A1-2007-0897/9F7 2020.07.09

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

●保障内容と保険料

区分	不慮の事故以外		不慮の事故が原因で事故日より180日以内に		月額保険料
	死亡・所定の高度障害状態となったとき	死亡・所定の高度障害状態となったとき	定められた障害状態になったとき	5日以上の入院 (同一の不慮の事故について 通算120日限度*)	
	死亡・高度障害保険金	災害死亡・高度障害保険金 (死亡・高度障害保険金+ 災害・災害高度障害保険金+ 障害給付金(10割))	障害給付金 (《別表》第2級～第6級)	入院給付金 (1日につき)	
組合員 (本人) 	死亡・高度障害保険金を年金で受け取れます。 (本人・配偶者のみ)				
	4,000 万円	6,000 万円	560 万円～ 80 万円	12,000 円	12,880 円
	3,500 万円	5,250 万円	490 万円～ 70 万円	10,500 円	11,270 円
	3,000 万円	4,500 万円	420 万円～ 60 万円	9,000 円	9,660 円
	2,500 万円	3,750 万円	350 万円～ 50 万円	7,500 円	8,050 円
	2,000 万円	3,000 万円	280 万円～ 40 万円	6,000 円	6,440 円
	1,500 万円	2,250 万円	210 万円～ 30 万円	4,500 円	4,830 円
1,000 万円	1,500 万円	140 万円～ 20 万円	3,000 円	3,220 円	
500 万円	750 万円	70 万円～ 10 万円	1,500 円	1,610 円	
配偶者 	800 万円	1,200 万円	112 万円～ 16 万円	2,400 円	2,576 円
	500 万円	750 万円	70 万円～ 10 万円	1,500 円	1,610 円
子ども 	400 万円	800 万円	112 万円～ 16 万円	2,400 円	616 円

*更新前の入院日数を含みます。

- 不慮の事故で180日を超えて死亡または高度障害となったときは、不慮の事故以外の取扱いとします。
 - 不慮の事故とは、業務災害、交通事故、風水害、不慮の墜落など外来の事故を指します。
 - 配偶者を加入させる場合は、本人の保険金額以下(配偶者800万コースの場合、本人は1,000万円以上)、また子どもを加入させる場合は本人は1,000万円以上加入してください。
 - ご夫婦が組合員でお互いに本人・配偶者に加入された場合でも保険金のお支払いは最高で4,000万円(死亡・高度障害保険金)が限度です。
 - 災害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金、入院給付金は、保険期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に当該状態になられた場合にお支払いします。ただし、入院給付金については日本国内における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときに限りお支払いします。
 - 災害保険金、災害高度障害保険金のお支払いには所定の感染症による死亡または高度障害状態に該当した場合が含まれます。
 - 上記でいう高度障害とは、効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により、《別表》の第1級(1～8項)のいずれかの状態に該当した身体障害を受けたときを指します。
 - この保険から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。
- (注)各保険金・給付金のお支払いは加入日(効力発生日)以後にはじめて発生した不慮の事故および疾病(不慮の事故以外のもの)を直接の原因とした場合に限りです。

※**保険金などのお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。**

保険金などのお支払いについて

- 被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
- 被保険者が効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により、保険期間中に、《別表》障害給付割合表 第1級に定める高度障害状態のいずれかになった場合に、その被保険者について定められた死亡保険金額と同額の高度障害保険金を高度障害保険金受取人に支払います。高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に関する部分は、高度障害になったときに消滅したものとして取扱いします。

●ご加入に際し

1 加入資格

- 愛知県職員生活協同組合の組合員とその配偶者・子どもで、令和2年7月1日現在、次の年齢の方とします。
 - 組合員・配偶者…… 年齢60歳未満の方。(昭和35年7月2日以降に生まれた方)
 - 子ども………年齢2歳6か月を超えて22歳6か月までの方。(平成10年1月2日～平成30年1月1日生まれの方)
- 新規加入を申し込まれる方は、いずれも加入に同意され、申込日(告知日)現在、《ご本人》の場合は、正常に就業している方*1(配偶者・子ども)の場合は、正常な日常生活を送っている方*2に限りです。

下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

 - 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
 - 申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※告知については、別添、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

*1 《ご本人》の場合、[正常に就業している方]

申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 ・傷病により公休・休職などで欠勤している方
 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

*2 《配偶者・子ども》の場合、[正常な日常生活を送っている方]

申込日(告知日)現在、医師による治療(指示・指導を含む)・投薬を受けていない方。
 ただし、次については告知していただく必要はありません。
 ・医師による処方でない、市販の薬(かぜ薬・整腸剤など)の服用
 ・アレルギー性鼻炎 ・水虫治療 ・歯科医での虫歯の治療
 ・コンタクトレンズ購入のための処方箋作成を目的とした医師の診察・検査

- ※なお今回加入される方(子どもを含む)の令和3年7月1日(更新日)以降の加入については、前述にかかわらず今回の加入額と同額まで継続加入できます。ただし、更新日(毎年7月1日)現在、60歳に到達した場合、死亡・高度障害保険金2,500万円以上に加入されている方は死亡・高度障害保険金2,000万円へ、63歳に到達した場合、死亡・高度障害保険金1,500万円以上に加入されている方は死亡・高度障害保険金1,000万円へ、65歳に到達した場合、死亡・高度障害保険金1,000万円に加入されている方は死亡・高度障害保険金500万円へ、それぞれ減額更新となり、最高70歳まで更新加入できます。
- また配偶者においても、更新日(毎年7月1日)現在、配偶者の年齢が65歳に達した場合、死亡・高度障害保険金800万円に加入されている方は死亡・高度障害保険金は500万円に減額され、最高70歳まで更新加入できます。ただし、先に組合員(本人)の年齢が65歳に達した場合には配偶者の年齢にかかわらず、配偶者が更新加入できる死亡・高度障害保険金は、500万円に減額されます。
- (3)本人新規加入と同時に限り、配偶者および子どもを加入させることができます。(すでにご加入されている方は保険期間中の本人の増額・配偶者または子どもの追加加入はお取り扱いできません。毎年の一斉募集時に手続きをお願いします。)なお本人が脱退(死亡・高度障害を含む)されたときは配偶者・子どもも同時に脱退となります。
- (4)組合員が当組合を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、グループ生命保険から脱退となります。
- (5)子どもは本人の扶養している子ども(健康保険法に定める子に関する規定を準用します)とし、子どもを加入させる場合は加入資格を有している子どもを全員加入させなければなりません。
- (注)健康保険法に規定する子どもの範囲とは、次のいずれかに該当する子どもをいいます。
- 組合員の子どもで、主としてその組合員により生計を維持している者。
 - 組合員の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ)の子どもで組合員と同一の世帯に属し、主として組合員により生計を維持している者(組合員の配偶者がすでに死亡しているときも含む)。

2 保険期間

令和2年7月1日～令和3年6月30日までの1年間で、以後は毎年自動更新されます。
 また、中途加入の場合は、その加入日～令和3年6月30日までとし、更新日以後は1年間となります。

3 加入日(効力発生日)

毎月20日申込締切とし、申込月の翌々月1日が加入日となります。

4 保険料の払込

保険料は月払とし、毎月の給与から控除します。(第1回は効力発生日の前月給与より)
 なお、退職者組合員および学校事務組合員、電算内職場班の嘱託員などの方は、ご指定の生協登録口座から控除します。(第1回の保険料の控除は効力発生日の前月16日からとなります。なお、初回保険料が控除できなかった場合は、お申込みは取消しとなります。)
 また、2ヵ月連続して控除不能となった場合、および、1ヵ月控除不能のまま保険年度末を迎えた場合は、グループ生命保険は自動的に脱退となります。その場合、保障は消滅し、契約者配当金はお支払いできません。

5 保険金などの受取人

- 死亡保険金・災害保険金受取人(年金払を選択した場合は年金受取人)……労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位と同順位(配偶者、子、父母……の順)の遺族とします。同順位の方が複数の場合は、その人数によって等分します。
- 高度障害保険金・災害高度障害保険金・障害給付金・入院給付金……被保険者本人とします。
- ※死亡保険金受取人(年金払を選択した場合は年金受取人)について、受取人を指定する場合は別に定める「受取人指定書」を申込締切日までに提出してください。

6 税法上のお取扱い(令和2年5月現在)

- 所得税・住民税
 - ・加入者が負担された実質負担額(年間払込保険料一契約者配当金)は一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
 - ・配偶者・子どもの死亡保険金、災害保険金(受取人が本人の場合)は、一時所得です。(所得税法第22条、同第34条)
- 相続税………本人の死亡保険金、災害保険金は、「法定相続人数×500万円」まで非課税です。(相続税法第12条)

7 契約者配当金

この保険は、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお返しする仕組みになっています。(ただし、保険期間の途中で脱退された方には契約者配当金は支払われません。)
 中途加入者は加入月割計算(加入日～令和3年6月30日)とします。よって同年代・同保険金額の加入の場合、1年間加入した方に比べて配当金は少なくなります。中途加入者の配当金額は、「1年間加入者配当金額×加入月数/12」です。

8 年金払特約のお取扱いについて

- 年金払特約の付加により、死亡保険金、高度障害保険金の全部または一部を年金でお受取りにすることができます。
- 保険金受取人のお申出により、本人・配偶者の死亡・高度障害保険金の全部または一部を年金で受け取ることができます。
- 年金は、保険金支払事由発生時における各引受保険会社の福祉団体定期保険の引受割合にもとづきお支払いいたします。
- 年金のお受取人
年金受取人は死亡・高度障害保険金のお受取人となります。年金支払開始日後に年金受取人の変更はできません。保証期間(確定年金の場合は年金支払期間)中に年金受取人が死亡されたときは、残存保証期間(確定年金の場合は残存支払期間)の未払年金現価をその相続人にお支払いします。
- 年金払の対象となる保険金
グループ生命保険の保険金の全部または一部となります。ただし、年金年額が24万円未満または年金基金200万円未満の場合と子どもの保険金はお取扱いができません。
- 年金の種類
15年確定年金(定額型)か10年保証期間付終身年金(定額型)。ただし、10年保証期間付終身年金は年金のお受取人の年齢を40歳以上とさせていただきます。
- 年金のお支払い
年4回に分けてお支払いします。年金の第1回支払日は、「お支払通知書」に記載の保険金支払日の翌々月1日とさせていただきます。年金支払い開始後、年金のお受取人から残存支払期間分の一括支払いのお申し出があった場合、未払年金現価(10年保証期間付終身年金(定額型)の場合は残存保証期間の未払年金現価)をお支払いいたします。
- 契約者配当金
年金支払開始後の契約者配当金の支払方法は、年金の買増に限りです。